

倫理規程

2022年 4月 1日 制定

< 前文 >

新潟ろうきん福祉財団（以下「財団」という）は2021年4月から公益財団法人として事業活動を行うこととなった。元々、当財団は1983年にすべての勤労者、県民の社会的・経済的・文化的地位の向上に寄与することを目的として設立された財団であり、公益法人改革により一般財団法人として活動を行ってきた期間も含めて、設立以後のすべての期間にわたって公益事業を行ってきた。公益法人移行後も勤労者とNPOや地域活動団体との関係強化をはかるイベント開催や、地元で様々な社会活動に取り組んでいるNPOや地域活動団体への助成活動、または生活困難家庭への高校奨学金給付などにより、新潟県民・勤労者の生活向上や福祉増進に寄与してきた。

これらの活動を行うに当たっては、それぞれ適切な基準やルールを制定して実施しており、恣意的な対応を行うことは許されるものではない。引き続き、可能な限り公平・公正となる基準を定め、これらの基準やルールに基づいて適切な対応を行うことが求められている。これらの考え方を明文化するため、本倫理規程を策定することとした。

財団の事業に携わる全ての役職員は、厳正な倫理にもとづき、公正かつ適切な事業運営を遂行するとともに、この規程の理念が具体的行動と意思決定に反映されるよう、たえざる自己研鑽と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 財団はその設立趣旨に従い、新潟県民及び勤労者の福祉向上をはかるため、公益法人としての適切なルールに基づいて事業を進め、当財団に期待された社会的責任を果たすことを認識して事業に当たる。

（社会的信用の維持）

第2条 財団は常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。

（法令等の遵守）

- 第4条 財団は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び関連法令、定款、諸規程等を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。
- 2 財団は反社会的勢力との取引は一切、行ってはならない。
- 3 役職員は、不正又は不適切な行為若しくはそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程等に則り、適切に対処しなければならない。

（私的利潤追求の禁止）

- 第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利潤の追求のために利用することがあるってはならない。

（利益相反等の防止）

- 第6条 役職員は、利益相反に該当する行為があった場合は、速やかに事務局に報告するものとする。財団はその内容を確認するとともに、該当する場合は必要な措置を講じなければならない。
- 2 財団は評議員会及び理事会の決議に当たっては、当該決議についての特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。

（特別の利潤を与える行為の禁止）

- 第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利潤のみの増大をはかる活動を行う者に対し、寄付その他の利潤を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

- 第8条 財団は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

- 第9条 財団は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。なお、具体的な個人情報の取り扱いについては「個人情報保護規程」で定める。

（改廃）

- 第10条 この規程の改廃は理事会で決議する

附則 この規程は、2022年4月1日から施行する。